[事案 2021-207] 新契約無効請求

• 令和 4 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年4月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)契約に際し、募集人から、途中で解約した場合に解約返戻金額が既払込保険料を下回ることの説明を受けていない。
- (2)70歳の保険料払込期間満了時まで解約しなければ、70歳以降5年ごとに一時金100万円を合計5回まで受け取ることができると説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を用いて解約返戻金の推移を説明している。
- (2) 申立人は、意向確認書において、解約返戻金が多くの場合に既払込保険料を下回ることを確認している。
- (3)契約内容は設計書で説明しており、保険証券にも記載されているため、申立人は事後的に確認することもできた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の 個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。